

平成25年行政事業レビューシート (厚生労働省)

事業名	日本私立学校振興・共済事業団負担金に必要な経費		担当部局庁	年金局	作成責任者			
事業開始・終了(予定)年度	昭和29年度		担当課室	総務課	総務課長 八神 敦雄			
会計区分	年金特別会計厚生年金勘定		政策・施策名	IX-1-2 公的年金制度の信頼を確保するため、適正な事業運営を図ること				
根拠法令 (具体的な条項も記載)	「私学学校教職員共済法」附則第13項、第17項、第18項 「私学学校教職員共済法施行令」第38条、第39条、外		関係する計画、通知等	-				
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	共済組合が支給する年金給付費の一部を「私学学校教職員共済法」附則第17項の規定に基づき、年金特別会計厚生年金勘定が負担することとなっているため、当該負担金を日本私立学校振興・共済事業団に支払うための経費である。							
事業概要 (5行程度以内。別添可)	昭和29年1月に私立学校教職員共済組合法が施行され、施行日前から私立学校の教職員として厚生年金保険法の適用を受けていた被保険者については、私立学校教職員共済組合の設立と同時に組合員とされ、組合員となる前の厚生年金保険の被保険者期間は共済組合員とみなして資格期間の通算を行うこととされた。ただし、厚生年金保険の適用を受けていた期間に係る積立金についての同共済への移管は行われず、厚生年金保険の適用を受けていた組合員に対し、共済年金の支給が開始された際に、給付費の一部を厚生年金保険特別会計(現年金特別会計厚生年金勘定)が負担することとなっている。							
実施方法	<input type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 委託・請負 <input type="checkbox"/> 補助 <input checked="" type="checkbox"/> 負担 <input type="checkbox"/> 交付 <input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> その他							
予算額・執行額 (単位:百万円)		22年度	23年度	24年度	25年度予算	26年度要求		
	予算 の 状 況	当初予算		0	0	0	0	
		補正予算						
		繰越し等	0					
		計	0	0	0	0	0	
	執行額	0	0	0				
執行率(%)	86%	47%	66%					
成果目標及び成果実績 (アウトカム)	成果指標		単位	22年度	23年度	24年度	目標値 (25年度)	
	日本私立学校振興・共済事業団からの交付申請の審査を行い適切に交付する。		成果実績	千円	6	12	3	5
			達成度	%	86%	47%	66%	
活動指標及び活動実績 (アウトプット)	活動指標		単位	22年度	23年度	24年度	25年度活動見込	
	日本私立学校振興・共済事業団からの請求に基づき着実に交付する。		活動実績 (当初見込み)	件	1	1	1	-
					-	-	-	(1)
単位当たりコスト	(円/)		算出根拠	-				
平成25・26年度予算内訳	費目	25年度当初予算	26年度要求	主な増減理由				
	日本私立学校振興・共済事業団負担金	0	0					
	計	0	0					

事業所管部局による点検					
		項目	評価	評価に関する説明	
国費投入の必要性	広く国民のニーズがあるか。国費を投入しなければ事業目的が達成できないのか。		○	共済組合が支給する年金給付費のうち、私立学校教職員共済法施行前の厚生年金保険の被保険者期間の経費について交付する事業であり、国民の生活の安定が損なわれることを防止することを目的とする公的年金事業の一環であるため、必要不可欠な事業である。	
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。		○	過去の厚生年金保険の被保険者期間に対する年金給付費に充てるための費用であり、厚生年金保険の被保険者である国において行うべき事業である。	
	明確な政策目的(成果目標)の達成手段として位置付けられ、優先度の高い事業となっているか。		○		
事業の効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。		-		
	受益者との負担関係は妥当であるか。		○	過去の厚生年金保険の被保険者期間に対する年金給付費に充てるための費用であり、受益者との負担関係は妥当である。	
	単位当たりコストの水準は妥当か。		-		
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。		-		
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。		○	過去の厚生年金保険の被保険者期間に対する年金給付費に充てるための費用であり、必要な経費に限定されている。	
事業の有効性	利用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)		-		
	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。		-		
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。		○	活動実績はほぼ見込みどおり推移している。	
重複排除	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。		-		
	類似の事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。(役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)		-		
	事業番号	類似事業名	所管府省・部局名		
点検結果	<p>・共済組合が支給する年金給付費の一部を「私立学校教職員共済法」附則第17項の規定に基づき、年金特別会計厚生年金勘定が負担することとなっているため、当該負担金を日本私立学校振興・共済事業団に支払うための経費である。</p> <p>・引き続き迅速な支払に努めるとともに、年金受給者もしくは年金保険者に対して支障を来さぬように、関係者との連携を密に行い、かつ適正な資金繰りを行うなどの取組みを進める。</p>				
	外部有識者の所見				
点検対象外					
行政事業レビュー推進チームの所見					
現状通り	本事業の必要性の観点から、評価も概ね妥当であり、引き続き適正な執行に努めるべき。				
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況					
現状通り	-				
備考					
<p>1. 事業仕分け</p> <p>①実施年月日…平成22年10月28日</p> <p>②事業番号…A-9</p> <p>③評価結果…<枠組みのあり方(主体・区分経理)> 新たな制度設計の中であり方を検討</p> <p>2. 提言型政策仕分け</p> <p>①実施年月日…平成23年11月23日</p> <p>②事業番号…B5-5</p> <p>③評価結果…現役世代を含む次世代に負担を先送りせず、将来も持続可能な年金制度とするためには、まずは年金の特例水準を来年度から速やかに解消していくべき。制度を長続きさせるための取組について理解を求めるとともに、人口構成、賃金、金利などの前提について、厚生労働省は、現実から目をそむけることなく、現状をもっと速やかにかつ的確に把握する仕組みを導入するとともに、その分析過程・結果をわかりやすく国民にオープンにすること。このため、年金財政計算のあり方については、社会保障審議会年金部会の検討スケジュールを明確化し、改革のロードマップについて行政刷新会議にも報告すること。なお、一体改革成案に沿って、低所得者の年金の拡充も行うべき。</p>					
関連する過去のレビューシートの事業番号					
平成22年	-	平成23年	901	平成24年	782

※平成24年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。

厚生労働省

(私立学校教職員法に基づく日本私立学校振興・共済事業団負担金の交付)

0.003百万円(平成24年度執行額)

日本私立学校振興・共済事業団

資金の流れ
(資金の受け取り先が何を
行っているかにつ
いて補足する)
(単位:百万
円)

費目・使途
 (「資金の流れ」に
 おいてブロックご
 とに最大の金額
 が支出されている
 者について記載
 する。費目と使途
 の双方で実情が
 分かるように記
 載)

A.			E.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
日本私立学校振興・共済事業団負担金	私立学校教職員共済法に基づく日本私立学校振興・共済事業団負担金の交付	0.003			
計		0.003	計		0
B.			F.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0
C.			G.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0
D.			H.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0

支出先上位10者リスト

A.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	日本私立学校振興・共済事業団	私立学校教職員法に基づく日本私立学校振興・共済事業団への交付金	0.003		
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					

B.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					